

# 月例審査会応募規定

2023 年度

- 第1条(目的) 県本部は、会員の写真技術向上のため、月例審査会を行う。
- 第2条(参加資格) 審査会には、支部会員及び個人会員が参加できる。  
個人会員が参加する場合は、年度当初に「参加申込書」(様式1)と共に、年度月例参加会費として、3,000円を、全日写連 神奈川県本部へ提出するものとする。
- 第3条(応募作品) 応募作品は3年以内に撮影した単写真または組写真(1点4枚以内)とする。ただし組写真の場合は最も古い写真が3年以内に撮影した写真であること。
- 1) 月例審査は「自由部門」と「ネイチャー・風景部門」とに分けて実施する。それぞれの部門に適した作品を応募すること。
  - 2) ネイチャー・風景部門は合成・変形など事実を改変する画像加工は認めない。
  - 3) 自由部門は合成・変形加工を可とする。合成・変形加工で創作的写真を作成する場合は素材とする写真も自己が撮影した写真であること。また創作日が3年以内であれば、それ以前の写真素材の使用も可とする。
  - 4) 応募作品点数は、両部門合わせて3点以内とする。
  - 5) 写真のサイズは、A4、六つ切りワイドのいずれかとする。
  - 6) 月例審査員が支部指導者の場合は、支部員は当該部門への応募は自粛するものとする。
  - 7) 総本部主催の「全日本写真連盟例会」で優秀作品に選ばれた作品は応募を自粛するものとする。
- 第4条(応募方法) 作品の応募、提出方法は別途定める「月例審査会応募要項」に従う。
- 第5条(審査員) 月例審査員には、関東本部委員及びそれに準じた者で支部等の指導経験のある者が当たるものとし、常任委員会の意見を参考に、委員長が決定し委嘱する。委嘱期間は、原則として2年とする。
- 第6条(入選点数) 月例審査で選出する入賞作品の数は、次のとおりとする。
- 1) 自由部門：優秀賞1点 特選2点 入選30点 合計33点
  - 2) ネイチャー・風景部門：優秀賞1点 特選1点 入選23点 合計25点
- 第7条(年度賞) 両部門とも、上記作品に、下記1)の得点をつけ、下記2)の要領で、年間得点の1位から10位までの応募者に年度賞を授与する。
- 1) 優秀賞:3点 特選:2点 入選:1点
  - 2) 年間合計得点の多い順に順位をつけるが、同得点の場合は、上位賞獲得回数の多い者を上の順位とする。
- 第8条(公表) 毎月の審査結果は以下にて公表する
- 1) 入賞者の氏名を県本部HPに掲載する。また優秀賞、特選は入賞作品を県本部HPに掲載する。
  - 2) 入賞者氏名及び写真1点を朝日新聞に掲載する。ただし紙面の都合により掲載は新聞社で判断される。
  - 3) 応募者の都合による公表辞退は認めない。公表可能な作品のみを応募すること。
- 第9条(その他) 上記以外の事項については、「県本部コンテスト等応募規定」に従うものとする。

様式1 . . . . . 個人会員月例審査会 参加申込書

個人会員月例審査会 参加申込書

年 月 日

フリガナ		会員番号	A -	
氏名		電話番号		
住所	〒	メールアドレス		
		年度月例参加費	3000円	(毎年4月に、この申込書と共に納めて下さい)